

規制の事後評価書(要旨)

規制の名称	特定商取引に関する法律
担当部局	消費者庁取引対策課 電話番号:03-3507-9213
評価実施時期	令和5年1月
事前評価時の想定との比較	
(社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響)	<p>本規制は、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)の平成20年改正が施行後5年を経過し、見直しの時期が到来したことを踏まえ、消費者庁から内閣府消費者委員会に対し、特定商取引法の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について諮問を行い、これを受けて同委員会に設置された特定商取引法専門調査会が、高齢化の進展を始めとする社会経済情勢の変化、特定商取引の複雑化・多様化及び悪質事業者の手口の巧妙化・複雑化への対応といった観点から実施した調査審議の結果を踏まえた答申を行ったことを受けて導入されたものであり、具体的には、①規制対象範囲の拡大(特定権利の追加)、②解除妨害を目的とした事実不告知規制の追加、③行政処分の実効性向上のための措置、④ファクシミリ広告規制の追加、⑤電話勧誘販売の過量販売規制の追加、⑥質問権限の追加のための制度改正を行ったものである。</p> <p>①は、特定商取引法の規制対象である「商品」、「役務」、「施設を利用し又は役務の提供を受ける権利」に該当しない未公開株や社債等の売買における消費者トラブルが多発していたことから、これらも包含する概念として「特定権利」という概念を導入し、これらの取引にも規制を及ぼすこととしたものであるが、現在も、未公開株や社債等の売買を巡る消費生活相談等が継続的にみられ、依然として必要な状況。</p> <p>②は、クーリング・オフに関する事項について事業者が消費者に故意に告知しないという事案等に対処するため、これらの事項に関する解除妨害を目的とした事実不告知についても「指示」を行い得るように規定を整備したものであるが、現在も、クーリング・オフに関する事項について事業者が消費者に故意に告知しない事案に関する処分事例や消費生活相談等が継続的にみられ、依然として必要な状況。</p> <p>③のうち、業務禁止命令の導入については、業務停止命令が行われた違反事業者の役員等が行政処分の効力が及ばない主体として別法人を立ち上げ、特定商取引法に違反する行為を繰り返すといった状況に対応するため、違反事業者に対して業務停止命令を行う際に、併せて当該違反事業者の役員等に対しても、業務停止を命ぜられた範囲内の業務を開始すること等を禁止することができる旨の規定を導入したものである。また、業務停止期間の伸長については、業務停止を命ずることができる期間は最長で1年間であったところ、一部の悪質な事業者においては、1年間では業務改善を期待することができない状況が見られたことから、業務停止を命ずることができる期間を伸長し最長で2年間としたものである。本改正点については、5年を待たずに見直しを行うとの衆参両院からの附帯決議を踏まえて行われた令和3年改正において、法施行の実績から必要と認められたため、業務禁止命令の対象範囲を拡充することとされた。</p> <p>④は、インターネット回線等を利用した大量一斉送信を可能とする技術の発達、普及及び通信費の大幅な低下等を背景として、事業者から一方的に送られるファクシミリ広告に関するトラブルが問題となっていたところ、ファクシミリ広告については費用も含め消費者の負担感が大きいこと等から、消費者の事前の承諾・請求を得ることなく、事業者が一方的に送信するファクシミリに対して規制を導入したものである。規制導入後、ファクシミリに関係する相談件数自体が減少しているものの、引き続き、一定程度の相談件数が継続し、また、ファクシミリ広告は依然として消費者の負担が大きいことから、現在も、依然として必要な状況。</p> <p>⑤は、電話勧誘販売において過量販売の問題が生じていたことから、電話勧誘販売における過量販売についても「指示」の対象行為として規定したものである。規制導入後、電話勧誘販売における過量販売に関する相談件数の増加傾向は収まったものの、引き続き、一定程度の相談件数が継続し、過量販売の問題へ対処する必要がある状況が続いている。また、本改正点に関連して、やはり令和3年改正時において必要性を踏まえ、「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」を策定する拡充が図られた。</p> <p>⑥は、主務大臣の強制調査権限は規定されているものの、その内容としては報告命令及び物件提出命令並びに立入検査権限が規定されているのみであり、事業者に対する質問に係る規定がなく、供述拒否を行う事業者が増加していた状況に対応するため、口頭で当該事業者の従業員等に対しても質問をすることができる旨を規定したものであるが、現在も、特定商取引法に違反する疑いのある事業者が供述拒否を行わないようにする必要がある状況が続いている。</p> <p>以上のとおり、本規制の事前評価時想定していなかった社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は特段生じていない。</p>
(ベースラインの検証)	<p>本規制の導入により、悪質事業者による消費者被害が防止された件数を算出することはできないが、例えば、①規制対象範囲の拡大(特定権利の追加)、②解除妨害を目的とした事実不告知規制の追加及び③行政処分の実効性向上のための措置については、この規定を活用した行政処分の実績があり、また、④ファクシミリ広告規制の追加及び⑤電話勧誘販売の過量販売規制の追加については、規制導入以降、ファクシミリに関する広告自体の相談件数が減少し、電話勧誘販売の過量販売規制に関する相談件数の増加傾向が収まっているほか、⑥質問権限の追加については、この規定を活用した立入検査等の実績があり、行政処分につながっている。よって、仮に規制の導入がされなかった場合、これらの事案に関係したより多くの消費者被害が発生していた可能性がある。</p>
(必要性の検証)	<p>前記のとおり、悪質な事業者による消費者被害の発生という課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等の発現は事前評価時から続いており、また、本規制には、消費者被害を抑止する効果も期待されることから、本規制の必要性は引き続き認められる。</p>

規制の事後評価書(要旨)

規制の名称	特定商取引に関する法律
費用及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	事前評価において、「規制強化によって、事業者にとっては、その内容を理解するための研修実施等の費用が発生する。ただし、今般の改正案は、現行法の規制の水準を各段に上げるものではなく、例えば、事業者において追加的な人員・体制の配置等の重大な費用が発生することは予想し難い。」、また、「法改正により、法令違反を理由に事業者が行政処分を受ける場合、違反事業者(法人)だけでなく当該違反事業者の役員等(個人)にも処分を行うこととなる。しかし、役員等(個人)に対して行う処分はあくまで潜脱の防止を目的としたものであり、法令遵守のために役員等に新たに重大な費用を生じさせるものではない。」としていたところ、この状況に変化はなく、事前評価時に想定した費用とかい離はない。
(行政費用)	本規制の導入による行政費用を定量化又は金銭価値化することはできないが、事前評価において、「特定商取引法の執行は国及び都道府県において行われているところ、今回の改正は既存の規制を前提にその実効性を確保するためのものであり、これに伴う行政事務の費用の著しい増加は見込まれない。むしろ、悪質事業者によって規制が潜脱されることにより、実態は同一の存在と評価できるグループに対し、別法人が立ち上げられるたびに繰り返し処分を行わなければならない現状が業務禁止命令により改善され、少なくとも業務禁止を命じた期間は再度行政処分を行う必要がなくなることとなる。その結果、繰り返し違反を行う事業者対応のために割いていた行政コストを他の事業者の違反是正に充てることができるようになるという意味で、現在よりも実効的かつ効率的な執行が可能になることが見込まれる。」としていたところ、前段については、この状況に変化はなく、また、後段については、業務禁止命令の規定を活用した行政処分の実績もあり、他の事業者の違反是正に充てること、規制導入前よりも実効的かつ効率的な執行が可能になったと考えられることから、事前評価時に想定した費用とかい離はない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	本規制を導入したことによる副次的な影響及び波及的な影響並びに規制の事前評価時に意図していなかった負の影響は、例えば悪質事業者に流れていたであろう消費支出が健全な経済活動に向けられたこと等が想定される。
考察	本規制の導入に伴い発生した費用は、上記のとおり、事前評価時の想定とかい離するものではない。 また、本規制の導入に伴う効果等も、上記のとおり、事前評価時の想定とかい離するものではなく、本規制の導入による副次的な影響及び波及的な影響等は特に生じておらず、事前評価時に想定していない負の影響も特に生じていない。なお、本規制には、消費者被害を抑止する効果が期待される。 したがって、事前評価時に想定していた範囲内の費用・効果・影響であり、本規制を引き続き継続することは妥当であるといえる。